

松江市告示第279号

市道の供用開始に関する告示

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条

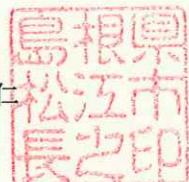
第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、松江市都市整備部建設総務課において、告示の日から15日間

一般の縦覧に供する。

令和7年5月23日

松江市長 上 定 昭 仁



路線番号	路線名	供用開始の区間 起終点点	供用開始日	図面番号	備考
16381	坂ノ下線	松江市西浜佐陀町字坂ノ下196番36地先 〃 〃 字松ノ前246番8地先	令和7年5月23日	1	

位置図 No.1

供用開始路線 坂ノ下線

